

令和7年度 第3回印西市部活動地域移行推進協議会 次第

日時：令和8年1月22日（木）

13：30～

場所：印西市役所4F 41会議室

1 開会

2 会長挨拶

3 報告事項

(1) 千葉県教育委員会（部活動地域展開実行委員会事務局）より

(2) 文部科学省（スポーツ庁・文化庁）より

(3) 各中学校の新入生保護者会での地域移行（展開）説明

4 協議事項

(1) 実態調査アンケートの結果について（別添）

- ・市教委から
- ・地域クラブ（印西NEXUS）事務局から

(2) 印西市部活動地域移行推進計画について

5 その他

(1) 印西市部活動地域移行（展開）推進協議会設置要綱の改訂について

6 閉会

【今後の協議会の予定】

■印西市部活動地域移行推進協議会

第1回（7／31）

第2回（11／18）

第3回（1／22）

報告事項(1) 千葉県部活動地域展開実行委員会より

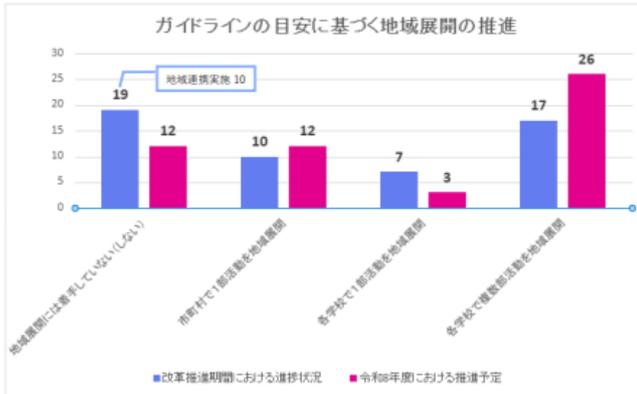
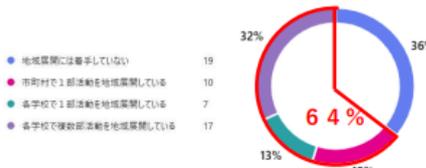
第2回千葉県部活動の地域展開に向けた市町村担当者連絡協議会 (R7.11.19)

県内の進捗に関する調査結果

①地域展開の推進

令和7年度までの改革推進期間では、地域展開に着手している市町村が全体の64%であったが、令和8年度の推進予定では、**地域展開に着手する市町村が増加し77%まで増加する見込み**であり、具体的な進捗を示す市町村が増えている。

改革推進期間の進捗状況 (政令市を除く)



令和8年度における推進予定 (政令市を除く)

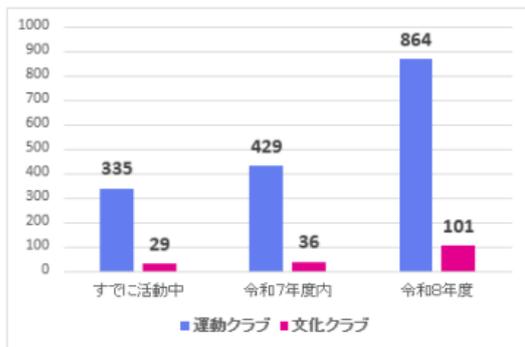


②地域クラブの設置

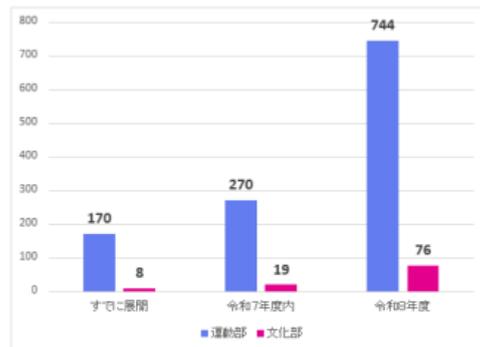
地域クラブ活動の設置予定数は令和8年度にかけて、**運動クラブ及び文化クラブが共に倍増する見通し**である。地域クラブの設置の推進に伴い、休日の部活動の地域展開は着実に進んでいる傾向が見られる。

部活動数 (R7調査) 運動系 **3025部** 文化系 **808部**

地域クラブ活動の設置予定 (政令市を除く)



部活動の休日地域展開実施予定 (政令市を除く)

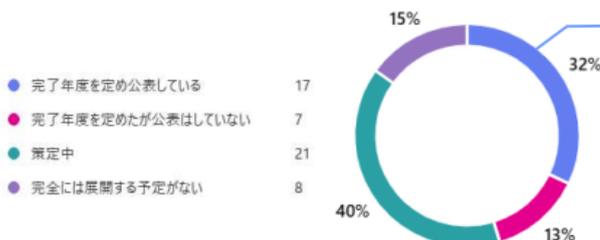


③休日の部活動の完全展開完了年度

未公表を含めて**45%の市町村が地域展開完了年度を定めている**。

令和7年度内に全ての市町村が推進計画を策定することから、今後完了年度の分布の変化が想定される。

地域展開完了年度 (政令市を除く)



完全展開完了年度	市町村数	完了年度を公表している市町村
令和6年度	1	柏市
令和7年度	1	白井市
令和8年度	9	佐倉市、成田市、銚子市、印西市、睦沢町、四街道市、我孫子市、東金市
令和9年度	5	長柄町、茂原市、一宮町、長南町
令和10年度	4	市川市、長生村
令和11年度	1	
令和13年度	3	八街市

報告事項(2) 文部科学省(スポーツ庁・文化庁)より

『部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン』

(R7.12 文部科学省)

<ガイドライン>



<概要>



【部活動改革期間】

R5~R7	R8~R10	R11~R13
改革推進期間	改革実行期間(前期)	改革実行期間(後期)
印西NEXUS モデル実証	印西NEXUS 本格実施	印西NEXUS 充実した活動へ

1 ガイドライン概要(趣旨・全体構成)

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要(趣旨・全体構成)

令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すもの

※公立中学校等が主な対象(「IV 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校及び高等学校等が対象)

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念
- 2 取組の種類・名称(地域展開・地域連携)
- 3 改革の方向性
 - (1) 基本の方針
 - (2) 改革期間及び取組方針(休日・平日)
 - (3) 留意事項

IV 学校部活動の在り方

- 1 適切な運営のための体制整備
 - (1) 学校部活動に関する方針の策定等
 - (2) 指導・運営に係る体制の構築
- 2 適切な指導及び安全・安心の確保
 - (1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
 - (2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
 - (3) 競技ごとの指導手引きの普及・活用
- 3 適切な活動時間・休養日等の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度 ※詳細は別冊資料①を参照
 - (1) 趣旨
 - (2) 想定される認定の効果
 - (3) 認定制度の概要(認定要件・認定手続等)
 - (4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

V 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
 - (1) 大会等への参加の引率
 - (2) 大会等の運営への従事
- 3 生徒の大会等の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 推進体制の整備
 - (1) 地方公共団体における体制整備
 - (2) 国・都道府県・市区町村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
 - (3) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携
 - (4) 関係団体等・大学・民間企業との連携
- 2 各種課題への対応
 - (1) 運営団体・実施主体の整備等
 - (2) 指導者の確保・育成
 - (3) 活動場所の確保
 - (4) 活動場所への移動手段の確保
 - (5) 生徒の安全・安心の確保
 - (6) 障害のある生徒の活動機会の確保
- 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

VI 関連する制度の在り方

- 1 教師等の兼職兼業
- 2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

別冊資料

- ① 地域クラブ活動に関する認定制度(指導者登録制度を含む。)
- ② 部活動の地域展開等に関する参考資料

1

2 ガイドライン概要（内容）

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（主な内容）	
改革の理念等	<ul style="list-style-type: none"> ● 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実 ● 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備 ● 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出
改革期間	<p style="text-align: center;">【中間評価】</p> <p>令和5年度～7年度 「改革推進期間」 → 令和8年度～10年度 「改革実行期間」（前期） → 令和11年度～13年度 「改革実行期間」（後期）</p>
取組方針	<p>休日 改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す ※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手（中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進）</p> <p>平日 各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証） ※学校部活動をベースとした地域との連携など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要</p>
認定制度	<p>競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築</p> <p>【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】 公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等</p> <p>【主な要件】 活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内）/ 休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか）/ 低廉な参加費 / 指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等）/ 安全確保 / 学校等との連携</p>
地域展開の円滑な推進に当たっての対応	<p>推進体制 国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村等が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 関係団体等・大学・民間企業との連携等</p> <p>各種課題への対応 ①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保(学校施設の有効活用等) ④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理</p> <p>ニーズ反映・参画促進等 生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのオンラインセッション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等）/ 生徒のクラブ運営等への参画（生徒同士の話し合いなど）</p>
部活動の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等） ● 適切な指導及び安全・安心の確保（暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等） ● 適切な活動時間・休養日等の設定 ● 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備
大会等の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等） ● 大会等への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参画促進等） ● 生徒の安全確保（熱中症対策等） ● 大会等の在り方の見直し（多様なニーズを踏まえた大会等の開催等）
関連制度	<p>従事を希望する教師等の兼職兼業の円滑化（中学校教師だけでなく小学校教師（体育専科等）や高校・特別支援学校の教師等を含む）、教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど</p>

3 地域クラブ活動に関する認定制度の概要

地域クラブ活動に関する認定制度の概要																	
<p>認定スキーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国が示す認定要件等に基づき、市区町村等が認定を実施 ● 地域クラブ側からの申請を受け、市区町村等において審査の上、認定 <p>認定後も、市区町村等が適切に指導助言等を実施</p> <p>※国が示す認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したもののみならず</p> <p>※認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定</p>																	
<p>認定要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①活動の目的・理念</td> <td>・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）</td> </tr> <tr> <td>②活動時間・休養日</td> <td>・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上を休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）</td> </tr> <tr> <td>③参加費等</td> <td>・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）</td> </tr> <tr> <td>④指導体制</td> <td>・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）</td> </tr> <tr> <td>⑤安全確保</td> <td>・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）</td> </tr> <tr> <td>⑥運営体制</td> <td>・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせず運営</td> </tr> <tr> <td>⑦学校等との連携</td> <td>・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度末まで）</p>		事項	主な内容	①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）	②活動時間・休養日	・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上を休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）	③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）	④指導体制	・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）	⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）	⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせず運営	⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有
事項	主な内容																
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）																
②活動時間・休養日	・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上を休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）																
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）																
④指導体制	・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）																
⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）																
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせず運営																
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有																
<p>想定される認定の効果（メリット）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供 ②地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等） ③地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業 ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加 																	

報告事項(3) 新入生保護者会配付資料

令和8年度新中学1年生・2年生向け

印西市の部活動地域移行〔展開〕について

【部活動改革（地域移行〔展開〕）の施策】

令和4年12月『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン』
(スポーツ庁・文化庁)

令和5年 3月『地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン』(千葉県教育委員会)

【全国的な部活動の課題】

少子化が進み、将来的に学校単位での部活動の運営が困難
働き方改革の中で、専門的な指導経験のある教員が顧問を務める体制が困難

【印西市の部活動の実態・課題】

大規模校と小規模校が混在しています。

- ・ひとつの部活動あたりの部員数（多：80人／少：2人）の格差
- ・学校ごとの設置部活動数の格差
 - 部員数が少ない → 休部や廃部が進み、選択できる種目が少ない
 - 部員数が多い → 部活動の新設を考えても十分な活動場所がない
- ・性別的部活動の設置の格差
(例) 女子バレーボール部はあるのに、男子バレーボール部はない
- ・学校施設の格差
活動したくても体育館等の施設に余裕がない学校と空いている学校がある
- ・自分の学校にやりたい種目の部活動が設置されていない

○持続的に、生徒がスポーツや文化芸術活動に親しむ機会の確保

- ⇒ ○地域のスポーツ・文化資源、人材の活用と生徒のニーズに応じた多様な活動
○社会全体、地域全体でスポーツ・文化芸術活動の環境や機会の保障

【印西市の部活動地域移行〔展開〕の方針】

休日に活動のある部活動の種目【陸上競技・サッカー・バスケットボール(男女)・卓球(男女)・バレーボール(男)・バドミントン(男女)・硬式テニス(男女)・ソフトテニス(男女)・柔道・剣道・吹奏楽】を地域クラブ化していき、令和8年9月から本格的に部活動地域展開を実施します。活動費の一部をご家庭からの負担(年会費5000円・月会費3000円)で運営していきます。

現在、令和7年9月から野球と女子バレーボールの2種目をモデルに指定し、地域展開しております。新人戦では、軟式野球、女子バレーボールともに印旛郡大会を勝ち抜き、県大会へ進出したクラブもございます。地域クラブの総称を「印西NEXTUS」とし、地域のつながりや結びつきを大切にしながら活動してまいります。



【学校部活動と地域クラブ活動】

部活動への入部も地域クラブ活動の登録・参加も任意の活動です。
部活動地域移行[展開]が進んでいくと、平日の部活動と休日の地域クラブで2種類のスポーツや文化芸術活動に取り組むこともでき、放課後の時間の使い方や休日の過ごし方が、自分や家族のライフスタイルに合わせて選択できるようになります。学習面や他の習い事と両立しながら地域クラブ活動に参加することもできます。

【令和7年モデル事業で実際にある所属の例】

- ①平日は自分の学校のバレー部に所属しながら、試合の出場機会を求めて（違った環境で）休日は違う拠点のバレークラブに所属し大会に参加することができます。
- ②野球部が設置されていない学校の生徒が、野球地域クラブに所属し、学校部活動では叶わなかった挑戦したい種目に取り組むことができます。
- ③平日はサッカー部に所属して活動している生徒が、休日はバレーの地域クラブに参加し複数のスポーツに取り組むことができます。
- ④平日は学校部活動に所属せず、休日の地域クラブ活動にだけ所属しスポーツ・文化芸術活動に触れることができます。
- ⑤平日は学校部活動に所属しているが、休日の地域クラブには所属しないなど他の習い事や学習塾との両立をすることができます。

※『地域クラブ』は、持続可能なスポーツ・文化芸術活動に触れる機会を設けるため、休日の部活動の受け皿として印西市教育委員会が設定するクラブです。
※競技力向上や上位大会の進出を目指す場合、地域クラブではなく、既存のクラブチームへの所属や参加も考えられます。

【部活動地域移行[展開]の進捗状況】

印西市の部活動地域移行[展開]に関する新しい情報は、市HPへの公開及びスクリーン“自治体のお便り”にてリーフレットを配信しております。令和7年4月13日に実施した説明会の動画も公開しております。



【部活動地域移行の説明会】

令和8年4月11日（土）地域クラブ登録希望者（生徒・保護者）向けの印西NEXUS全体説明会を印西市文化ホールで予定しております。部活動地域移行[展開]本格実施にむけた説明会です。生徒・保護者に限らず、指導者を希望している地域の方、学校関係者など印西市の部活動地域移行[展開]や印西NEXUSの活動に興味・関心がある方も参加することができます。

【部活動地域移行[展開]に関する問い合わせ先】

印西市教育委員会指導課 TEL 0476-33-4705
✉ sidouka@city.inzai.chiba.jp
印西NEXUS事務局 ✉ inzai_jimukyoku@a-cial.com



※本塾中以外の8校の新入生保護者会で指導主事から保護者へ説明

協議事項（１） 実態調査アンケートの結果・考察について 別添資料

<教育委員会指導課より>

- ①中学校管理職向けアンケート
- ②兼職兼業を希望しなかった顧問向けアンケート
- ③小学校職員向け印西NEXUS指導者意向調査アンケート
- ④中学校職員向け印西NEXUS指導者意向調査アンケート

<印西NEXUS事務局より>

- ⑤印西NEXUS参加生徒向けアンケート
- ⑥印西NEXUS参加保護者向けアンケート
- ⑦印西NEXUS指導者向けアンケート

⇒ 課題抽出・分析・検証

協議事項（２） 推進計画について 別添資料（案）

令和7年6月11日付け 教保体第388号 教学指第477号

「学校部活動の地域展開（地域移行）に係る推進計画の策定について（依頼）」

1 推進計画の内容記載共通事項

- ① 域内の学校・部活動等の具体的な規模（部活動数と地域クラブ数の現状）
- ② 域内の課題と今後の部活動環境の見通し
- ③ 域内の各部活動の運営状況に関する計画と地域連携等の具体的な進捗
- ④ 年度毎の具体的な取組
- ⑤ 年度毎の成果と課題の分析
- ⑥ 最終的な休日のスポーツ・文化芸術活動の在り方（作成日時点）

※各記載には調査結果等の実数を用いる。

2 策定計画の様式

- ・上記共通事項を記載しているもので、任意とする。

3 提出期限

令和8年3月13日（金）

⇒ 本協議会で承認後、千葉県教育委員会に印西市推進計画を報告